

4 要介護認定（申請から認定まで）

介護サービス、介護予防サービスを利用するときは、まず市が行う「要介護認定」を受けましょう。
要介護認定とは、どれくらい介護のサービスを行う必要があるかを判断するものです。
非該当（自立）、要支援1・2、要介護1～5の区分で認定します。

① 要介護認定の申請をします

介護サービス・介護予防サービスを利用したい人は、次のところで認定申請をします。

- ・アオーレ長岡福祉窓口
- ・各支所 地域振興・市民生活課

★認定申請は、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行をしてもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書（窓口にあります）
- 介護保険被保険者証
- 医療保険加入情報がわかるもの
（資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格画面の写しなど）
※国民健康保険・後期高齢者医療保険の方は必要ありません。
- マイナンバー（個人番号）確認書類と本人確認書類（運転免許証等）
- 代理人が手続きする場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証等）

申請書はこちらからもダウンロードできます



② 認定調査が行われます

認定調査

調査員が自宅などを訪問し、普段の生活や心身の状態を本人や家族から聞き取り調査を行います。

主治医の意見書

主治医（かかりつけ医）が心身の状態について意見書を作成します。

- ・主治医への依頼は市が行います。
- ・要介護認定の申請をすることを主治医に伝えてください。

③ 審査・判定されます

一次判定

認定調査、主治医の意見書からコンピュータで一次判定を行います。

二次判定

一次判定の結果・主治医の意見書・認定調査の特記事項をもとに、保健・医療・福祉の学識経験者で構成する「介護認定審査会」が介護や支援が必要な度合い（要介護度）を総合的に審査・判定します。

④ 認定結果が通知されます

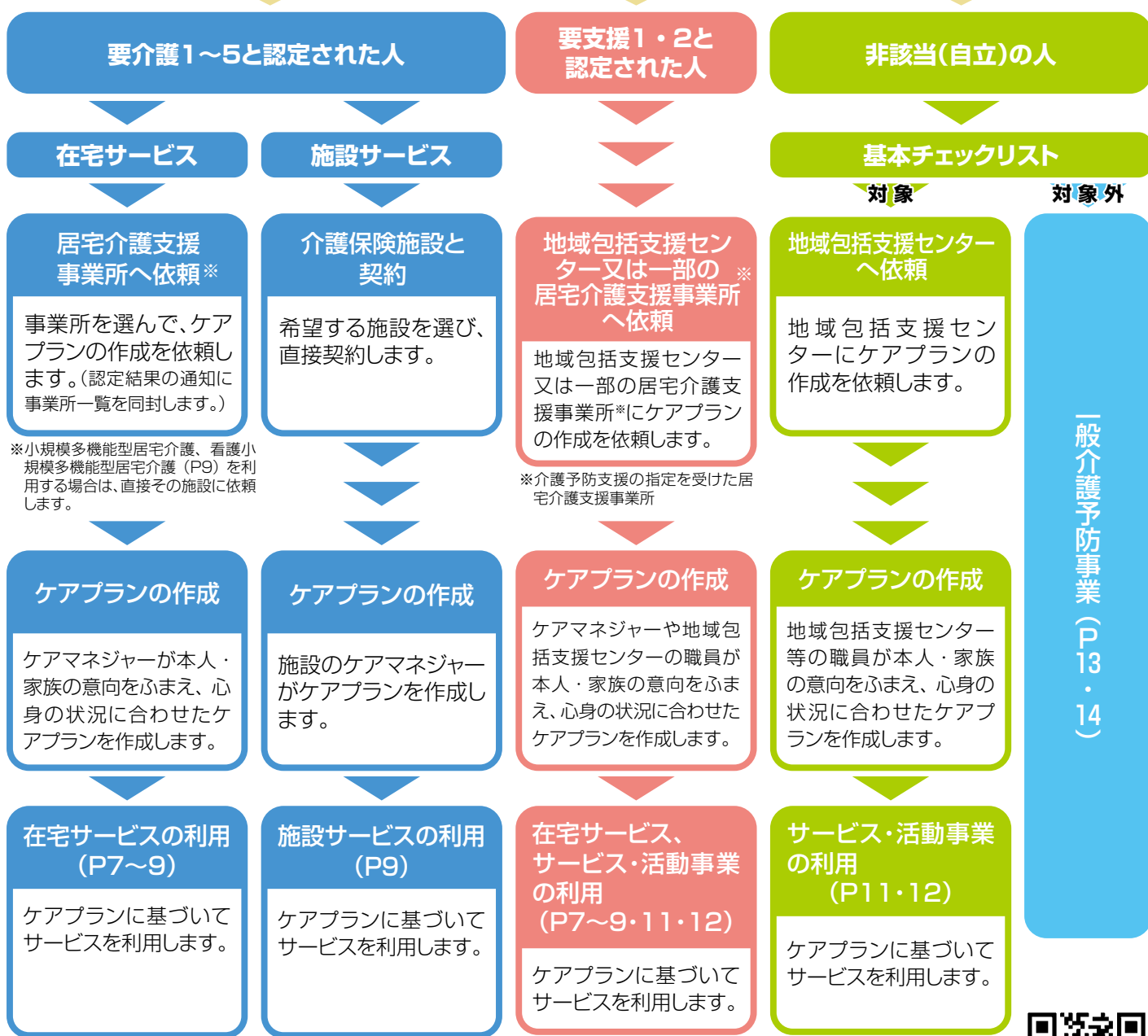
原則として、認定申請から30日以内に、認定結果通知書と介護保険被保険者証が届きます。

通知には、要介護度、認定有効期間※、介護保険で認められる1月あたりの支給限度額などが記載されています。認定結果の通知が届いたら、ケアマネジャーと相談して、必要なサービスを利用します。

※要介護認定には有効期間があります。介護サービスを継続して利用したい方は有効期間終了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

⑤ 認定～サービス利用の手順

認定結果通知



一般介護予防事業(P13・14)

「長岡市内介護サービス事業所一覧」(サービス別)はこちら ➡



介護保険

Q&A

Q

認定結果の通知が届く前にサービスを利用できますか。

A

利用は可能です。ケアマネジャーのいる事業所(居宅介護支援事業所)や地域包括支援センターに相談してください。ケアマネジャーが介護保険の暫定的なケアプランを作成します。このケアプランにより、所得に応じた1割～3割の自己負担でサービスを利用できます。

なお、次の場合は、利用したサービス費用は介護保険給付外となり、全額自己負担になりますのでご注意ください。

- ・認定結果が非該当(自立)の場合
- ・認定申請後、入院などにより状態が変化し、認定調査などを実施できず、申請を取下げた場合